

横浜市景観計画

(変更の素案)

平成30年9月 横浜市

— 目 次 —

第1編 横浜市における景観形成	p 1
第1 景観計画の区域	p 1
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 1
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 3
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 3
第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画	
第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画	p 4
第1 区域	p 4
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 4
第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 4
1 制限対象行為	p 4
2 行為の制限	p 5

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画 p 6

第1 良好な景観の形成に関する方針 p 6

- 1 関内地区全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 p 8

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為 p 8
 - 2 届出対象行為から除外する行為 p 8
 - 3 行為の制限
- (1) 建築物及び工作物の形態意匠 p 9
 - ア 関内地区全域の景観形成基準 p 9

(低層部のしつらえ・外構、色彩、外壁、中層部・高層部のしつらえ)
 - イ 地区別の景観形成基準 p 16
 - (ア) 山下町特定地区 p 16
 - (イ) 馬車道周辺特定地区 p 18
 - (ウ) 日本大通り特定地区 p 19
 - (エ) 市庁舎前面特定地区 p 19
 - (2) 最高高さ p 20
 - (3) 壁面の位置の指定 p 20
 - (4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限 p 20

第3 景観重要建造物の指定の方針 p 21

第4 景観重要樹木の指定の方針 p 21

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 p 22

- 1 関内地区全域の制限 p 22
 - 2 地区別の制限
- (1) 山下町特定地区 p 22
 - (2) 馬車道周辺特定地区 p 28
 - (3) 日本大通り特定地区 p 29
 - (4) 市庁舎前面特定地区 p 30
 - (5) 北仲通り北準特定地区 p 31
 - (6) 北仲通り南準特定地区 p 32
 - (7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区 p 33
 - (8) 海岸通り準特定地区 p 33
 - (9) 関内中央準特定地区 p 35
 - (10) 吉浜町周辺準特定地区 p 36

第 6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 37
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準	
第 7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 40
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	
第 2 章 みなとみらい 2 1 中央地区における景観計画	p 44
第 1 良好な景観の形成に関する方針	p 44
1 みなとみらい 2 1 中央地区全域の方針	
2 みなとみらい大通り沿道地区の方針	
第 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 45
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	
2 届出対象行為から除外する行為	
3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定）	
第 3 景観重要建造物の指定の方針	p 46
第 4 景観重要樹木の指定の方針	p 46
第 5 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 46
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準	
3 港湾施設の整備に関する事項	
第 6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 48
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	

第3章	みなとみらい2 1新港地区における景観計画	p 49
第1	良好な景観の形成に関する方針	p 49
第2	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 50
1	届出対象行為及び特定届出対象行為	p 50
2	届出対象行為から除外する行為	p 50
3	行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明）	p 51
第3	景観重要建造物の指定の方針	p 53
第4	景観重要樹木の指定の方針	p 53
第5	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	p 54
1	屋外広告物共通	p 54
2	屋外広告物の種類ごとの規格	p 54
第6	景観重要公共施設の整備に関する事項	p 56
1	道路の整備に関する事項	p 56
(1)	道路に関する共通事項	p 56
(2)	道路ごとの整備に関する事項	p 56
2	港湾施設の整備に関する事項	p 57
(1)	港湾緑地	p 57
(2)	港湾道路の整備に関する事項	p 58
第7	景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 59
1	道路に関する事項（占用許可の基準）	
第4章	山手地区における景観計画	p 60
第1	良好な景観の形成に関する方針	p 60
1	山手地区全域の方針	
2	地区別の方針	
第2	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 61
1	届出対象行為及び特定届出対象行為	p 61
2	届出対象行為から除外する行為	p 61
3	行為の制限	p 62
(1)	建築物及び工作物の形態意匠	p 62
ア	山手地区全域の景観形成基準（眺望景観の確保、色彩）	p 62
イ	地区別の景観形成基準	p 63

(ア) 山手町特定地区	p 63
(イ) 元町特定地区	p 63
(2) 樹木・緑地の保全	p 63
(3) 最高高さ	p 64
(4) 壁面の位置の指定	p 64
第 3 景観重要建造物の指定の方針	p 65
第 4 景観重要樹木の指定の方針	p 65
第 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	p 66
1 山手地区全域の制限	p 66
2 地区別の制限	p 66
(1) 山手町特定地区	p 66
(2) 元町特定地区	p 66
(3) 石川町準特定地区	p 66
第 6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 67
1 道路の整備に関する事項	p 67
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準	p 68
第 7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 69
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	p 69
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	p 70

第1編 横浜市における景観形成

第1 景観計画の区域

横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下、「横浜市全域」という。）とする。

ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下、「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下、「関内地区」という。）、計画図2に示す区域（以下、「みなとみらい21中央地区」という。）、計画図3の1に示す区域（以下、「みなとみらい21新港地区」という。）および計画図4の1に示す区域（以下、「山手地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。

第2 良好な景観の形成に関する方針

横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

さらに、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきており、「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。

横浜らしい景観は、「市民力」と「創造力」が発揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっており、良好な景観をつくることは、次に示すような3つの意義があるといえます。

- I 市民生活の質を高めます。
- II 都市に新たな活力を創出します。
- III 都市コミュニティを育みます。

一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。

このような背景のもと、景観形成に取り組む姿勢として、景観に対する意識の向上を第一歩に、人間の五感や感性に訴える姿勢、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していくことが求められます。

さらに、周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てるなど、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が必要であることから、市民を主役とした地域ごとの景観づくりの取り組みにあたり、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性を7つのテーマとして次に示します。

- (1) 魅力的な街並みの形成
- (2) 快適な歩行者空間の景観形成

- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成
- (4) 水と緑の保全と活用による景観形成
- (5) 屋外広告物の景観的配慮
- (6) 生活空間の景観形成
- (7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成

また、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなる、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性などについて、「16の着眼」として次に示します。

- ① 海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。
- ② 港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。
- ③ 低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。
- ④ 広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。
- ⑤ 潤いを感じられる水辺空間をつくる。
- ⑥ 下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。
- ⑦ 営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。
- ⑧ スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。
- ⑨ 自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。
- ⑩ 村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。
- ⑪ 新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。
- ⑫ まとまった緑の空間を保全する。
- ⑬ 何気ない生活空間をきれいに保つ。
- ⑭ 品の良いエレガントなまちをつくる。
- ⑮ マイナスの景観要素を取り去る。
- ⑯ 景観の大切さを人々に伝える。

このような横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年横浜市条例第 2 号）に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針とします。

第3 景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 港町や異国の文化を伝える建造物
- (2) 横浜の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物
- (4) 地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 地域の歴史を伝える樹木
- (4) 地域の特徴的な街並みを構成する樹木

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第1 区域

横浜市全域とする。

第2 良好な景観の形成に関する方針

本市には、緑の七大拠点など、まとまった樹林地のほか、地形的特色から多くの斜面緑地が残さ

れており、その景観は市民に潤いと安らぎを与えています。この斜面緑地は、横浜市の魅力を高める貴重な景観要素であり、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。

本市では、既に、「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下、「地下室マンション条例」という。）」等を制定し、斜面地における共同住宅を周辺の住環境と調和するよう誘導しています。

しかし一方で、戸建住宅など、地下室マンション以外の開発では、斜面緑地が失われるとともに、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えている場合がみられます。

そこで、さらに「斜面緑地における開発行為に関する景観計画」により、これらの開発についても、良質な環境を備えた開発計画を誘導し、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観の形成を図る必要があります。

このような背景を踏まえ、次の3つの考え方に基づいて、斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持します。

- I 開発行為により生じる法面は、圧迫感が軽減するよう工夫する。
- II 道路沿いの法の前面を中心に適切な植栽を誘導する。
- III 本景観計画に定める内容は、都市計画法に基づく開発許可の基準とする。

第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 制限対象行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる共同住宅及び長屋を除くものの用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前には、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）

2 行為の制限

斜面緑地における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次のとおりとする。

なお、市長が、周辺の環境を害するおそれがなく景観上支障がないと認め、又は、公益上やむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

<法の高さの制限>

- (1) 切土又は盛土によって生じる法（地表面が水平面に対し角度をなす土地（擁壁、階段、土留を兼ねる建築物の部分を含む。）をいい、小段等によって上下に分離された法がある場合において、下層の法面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の法

面の下端があるときは、その上下の法は一体のものとする。) の高さ (法の前面の上端と下端 (法の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。) との垂直距離をいう。) は、道路境界線から水平距離 1 m 以内にあつては 3 m 以下、その他にあつては 5 m 以下とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で、法の位置を道路境界線から水平距離 0.5 m 以上後退させ、適切な植栽を行うことのできるよう整備した場合にあつては法の高さを 5 m 以下とすることができる。

(2) 前号に定めるもののほか、景観形成に寄与する構造とするものとする。

<緑化の制限>

(1) 適切な植栽が行われる土地の面積は、開発区域の面積の 15 パーセント以上とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で別表(ろ)欄に掲げる位置に適切な植栽が行われる場合にあつては、別表(は)欄に定めるところにより、別表(い)欄に掲げる有効緑化空地面積を適切な植栽が行われる土地の面積とみなすことができる。

別表

(い)算式	(ろ)緑化空地を設置する位置	(は)数値 α
$X = \sum (\alpha \times S)$ X : 有効緑化空地面積 (㎡) α : 植栽する位置に応じて定められた係数 S ^{*2} : 植栽が行われる土地の面積 (㎡)	道路と当該道路に接する予定建築物の敷地の下法との間 ^{*1}	5
	上記以外の部分	1
※1 道路境界線から水平距離 1 m を限度とし、中木 (高さが 1 m 以上 3 m 未満の樹木をいう。以下同じ。) を 1 m 以上 2 m 以下の間隔で植栽するものに限る。 ※2 植栽が行われる土地の面積の合計は、予定建築物の敷地面積の合計の 10 パーセント (当該敷地の全部が商業地域又は近隣商業地域内にある場合若しくは開発区域の面積が 1,000 ㎡未満の場合は 5 パーセント) 以上であること。		

(2) 適切な植栽が行われる土地の植栽は、植栽が行われる土地の面積 20 ㎡あたり、高木 (高さが 3 m 以上の樹木をいう。) 1 本以上、中木 2 本以上及び低木 (高さが 1 m 未満の樹木をいう。) 15 本以上の樹木を植栽するものとする。

(3) 適切な植栽が行われる土地の面積は、高木 1 本の植栽につき 10 ㎡、中木 1 本の植栽につき 2 ㎡、低木 1 本の植栽につき 0.4 ㎡とみなして算出した面積に替えることができる。

(4) 前各号に定めるもののほか、景観形成に寄与する緑化方法等とするものとする。

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。

- (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。
- (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。
- (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する。
- (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。
- (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。
- (6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。
- (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。
- (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。
- (10) 秩序ある広告景観を形成する。

2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

(2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

(3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

(4) 市庁舎前面特定地区

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。

(5) 北仲通り北準特定地区

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を活かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい 21 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネージメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

(6) 北仲通り南準特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

(8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着いた景観を形成する。

(9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

(11) 関内駅前準特定地区

関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。

(12) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

(13) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(14) 横浜公園

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 特定照明

2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア 関内地区全域の景観形成基準

<低層部のしつらえ・外構：建築物>

- (ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ウ) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の1階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするため、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- (エ) 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (オ) 建築物の駐車場及び駐輪場となる部分は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (カ) 建築物の駐車場の出入口となる部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (キ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

＜低層部のしつらえ・外構：工作物＞

- (ク) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 計画図1の6に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける広場状空地に設置するベンチなどの工作物の場合
 - b 壁面の位置の制限によって生じる空地において、当該工作物の設置により、空地の機能が阻害されないと市長が認めた場合
- (ケ) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
- (コ) 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地と同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ス) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
- (セ) 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、位置や規模を工夫し、周囲の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (ソ) 駐車場及び駐輪場となる工作物は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (タ) 工作物の駐車場出入口の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (チ) 計画図1の6に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

＜色彩：建築物＞

- (ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。
- a 建築物の 1、2 階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - b 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - c レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - d 次のいずれかに該当するもの場合
 - (a) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - (b) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の建築物の場合
 - (h) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

別表 1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・ワホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~2.0	0~2.0

- (テ) 建築物の高さ 31m を超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表 1 のうち、明度 7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
 - b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - c 次のいずれかに該当するもの場合
 - (a) 建築物の高さ 31m 以下の部分についての色彩の明度が 3 未満のもので、かつ、建築物

- の高さ 31mを超える部分の明度が 6 以上のものの場合
- (b) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - (c) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - (d) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - (e) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (f) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - (g) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の建築物の場合
 - (i) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

(ト) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分についての色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

別表 2 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	高明度(6.0~8.9)	1.0~4.0	1.0~4.0

別表 3 明度・色相別彩度表

		色相	
		R(赤)系	YR(黄赤)系
明度	白・㊦㊦㊦(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0

(ナ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表4 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・白・白(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0	1.0~4.0

＜色彩：工作物＞

(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の工作物の場合

(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- a 工作物の一部に使用する場で、工作物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図1の3に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
- b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

- (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
- (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
- (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の工作物の場合

- (ネ) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが 31m を超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。
- (ノ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが 31m を超える部分の色彩は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<外壁>

- (ハ) 建築物は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合を除き、街並みの連続性を創出するため、高さが概ね 31m の部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、概ね 31m から 45m までの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。
- (ヒ) 共同住宅のバルコニーは、街並みと調和するため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。
- (フ) 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付属する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えない形態意匠とするものとする。
- (ヘ) 計画図 1 の 3 に示す「壁面の向きを概ね直角又は平行とする通り」に接する敷地の建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する当該通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ホ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。
- (マ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

＜中層部、高層部のしつらえ＞

- (ミ) 建築物の高さ 31mを超える部分は、眺望の魅力を阻害しないよう、計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- (ム) 高さ 31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (メ) 高さ 45mを超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (モ) 計画図に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す Q 2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- (ヤ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ユ) 高さ 31mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮へいするなど計画図 1 の 3 に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮へいする目的で設置する工作物については、この限りでない。
- (ヨ) 高さ 45mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、この限りでない。
- (ラ) 計画図 1 の 3 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、次のいずれかの形態意匠とするものとする。ただし、計画図 1 の 3 に示す Q 2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- a ルーバーなどにより遮へいするなど計画図 1 の 3 に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めない形態意匠のもの
 - b 当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

イ 地区別の景観形成基準

(ア) 山下町特定地区

a 山下公園通りゾーン

(a) 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね 15m以下の部分（山下公園通りに面する部分に限る。）は、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表5の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

(b) 建築物の山下公園通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置により山下公園通りの街並みを阻害しないように配慮するものとし、地上から高さ 15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、山下公園や山下公園通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、格調高い形態意匠とするものとする。

(c) 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表5の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

別表5 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・ホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

b 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (a) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- (b) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (c) 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

c 本町通りゾーン

- (a) 本町通りに接する敷地の建築物の1、2階部分（本町通りに面する部分に限る。）は、柱廊風の形態とするなど、賑わいとゆとりある空気を創出する形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

d 中華街中央ゾーン

- (a) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

e 中華街北辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

f 中華街南辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

g 大さん橋通りゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(イ) 馬車道周辺特定地区

- a 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の色彩は、マンセル表色系で別表6のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- c 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表7のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表6 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

別表7 明度・色相別彩度表

		色相					
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系	BG(青緑)系
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0

(ウ) 日本大通り特定地区

- a 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の日本大通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置による日本大通りの街並みの阻害が生じないものとし、地上から高さ 15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、日本大通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態意匠とするものとする。
- c 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表8 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

(エ) 市庁舎前面特定地区

- a 建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。
- b 工作物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。

別表9 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	白・オリーブ(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

(2) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m 以下とするものとする。ただし、計画図 1 の 5 に示す範囲ごとの数値以下のもので、かつ、関内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 1 の 6 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- エ 公共用歩廊
- オ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- カ 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

- ア 計画図 1 の 7 に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。
- イ 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

第3 景観重要建造物の指定の方針

関内地区は、開港を契機に発展を始めるが、震災、戦災で壊滅的な被害を受け、また、戦後の接収により都市の発展が妨げられた。しかし、これらの苦難の都度、新しい建造物が作られてきた。

現在の関内地区の景観は、建造された時代が異なる建造物が混じり合うことで構成され、古いものと新しいものの融合により作り上げられている。

このような関内地区の景観を形成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 港町の文化を伝える建造物
- (3) 異国文化を感じさせる建造物
- (4) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (5) 関内地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

関内地区における緑は、緑の軸線構想に代表されるような港に向かう街路の並木や横浜公園と山下公園の並木の存在が大きい。また、敷地内に設けられた樹木が道路や公園の樹木と相まって、都市に潤いを与えている。一方で、関内地区の歴史を伝える樹木もある。

このような関内地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 関内地区の歴史を伝える樹木
- (4) 関内地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。

1 関内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

2 地区別の制限

関内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

ア 山下公園通りゾーン

<屋外広告物 共通>

(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<屋上看板>

(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通り又は大さん橋通りに面する位置に設置しないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

<壁面看板>

(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - (b) 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの

- b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの
 - (b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。
 - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。
 - c 高さを5m以下とする。
 - d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

<そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
 - a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。
 - b 上端の高さを地上15m以下とする。
 - c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

<照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は水町通り及び海岸通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - c 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの

<壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 水町通りから山下公園通り側の街区で、山下公園通りに面する位置に設置する上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- (エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

<広告塔・広告板>

- (オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- a 高さを5m以下とする。
 - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

- (カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上 15m以下とする。
- b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m²以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

- (キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

ウ 本町通りゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - a 計画図 1 の 3 に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - b 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの

<壁面看板>

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 31mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<広告塔・広告板>

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - a 高さを 5 m以下とする。
 - b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1 m以下とする。
 - b 上端の高さを地上15m以下とする。
 - c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5 m²以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

エ 中華街中央ゾーン

<屋上看板>

- (ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

- (イ) 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10 m²以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<映像装置>

- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

オ 中華街北辺ゾーン

<映像装置>

- (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

カ 中華街南辺ゾーン

<屋上看板>

(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

(イ) 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に設置するもの
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<映像装置>

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

キ 大さん橋通りゾーン

<屋上看板>

(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

- a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。
- b 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。

<照明装置・映像装置>

(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 馬車道周辺特定地区

<屋外広告物 共通>

ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<屋上看板>

イ 馬車道に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

(ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの

(イ) 一の建築物につき1箇所とするもの

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

<広告塔・広告板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の横幅は1m以下とする。

(イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。

(ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。

(3) 日本大通り特定地区

<屋外広告物 共通>

ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

<屋上看板>

イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 日本大通りに面する位置に設置しないもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの

<壁面看板>

ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものと

する。

(ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。

(イ) 高さを、5m以下とする。

(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。

<そで看板>

オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。

(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。

(ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

<照明装置・映像装置>

カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

(4) 市庁舎前面特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。ただし、市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

(イ) くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの

＜広告塔・広告板＞

ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

(ア) 高さを5m以下とする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他市庁舎前面の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。

＜そで看板＞

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。

(イ) 上端の高さを地上15m以下とする。

＜照明装置・映像装置＞

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) 北仲通り北準特定地区

＜屋上看板＞

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 自動車道に面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

＜壁面看板＞

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

- b 汽車道に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、汽車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの
- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

<照明装置・映像装置>

- エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(6) 北仲通り南準特定地区

<屋上看板>

- ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
 - (イ) 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

- イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - (ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、汽車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

<照明装置・映像装置>

エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(ウ) 海岸通りに面する位置に設置しないもの

<映像装置>

イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 海岸通り準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- (イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。)) に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b みなとみらい 21 新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの
- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5 m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・公告板>

ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5 m²以内のものは、この限りでない。
- (イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面をみなとみらい 21 新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

<照明装置・映像装置>

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

は、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(9) 関内中央準特定地区

<屋上看板>

ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) みなと大通りに面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

イ みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。

<壁面看板>

ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称を単色で表示するものについては、この限りでない。

<広告塔・広告板>

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のもの

のは、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通りに面する位置に設置する看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

(イ) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とするものとする。

<照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

<屋上看板>

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

イ 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所(各箇所の表示面積は10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

(1) 日本大通り

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(2) 山下公園通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(3) 馬車道

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

(4) 関内駅南口前

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としてふさわしい落ち着いたものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

(5) 見通し景観形成街路

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは「見通し景観」の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

(1) 横浜公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の実務行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。

イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 山下公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の実務行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、「見通し景観形成街路」からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。

イ インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。

ウ 公園内の植栽は、「見通し景観形成街路」からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

(1) 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(2) 山下公園通り

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（イ）既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

オ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

(3) 馬車道

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの

（イ）公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

（ウ）既に受けている占用許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(4) 関内駅南口前

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

（ア）既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

（イ）催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。

エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

(イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(5) 「見通し景観形成街路」

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 「見通し景観」の確保のために、新たに設ける電柱等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

(イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

イ 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは 10m 以上とすること。

ウ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等は、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

エ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。

オ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) 横浜公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない

（ア）横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの

（イ）催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

（ウ）公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(2) 山下公園

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は「見通し景観形成街路」から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。

イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。

（ア）催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの

（イ）公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

第2章 みなとみらい21 中央地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

1 みなとみらい21 中央地区全域の方針

みなとみらい21 中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。

当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。

当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。

これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21 中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。

- I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。
- II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。
- III みなとみらい21 地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。

また、みなとみらい21 中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。

2 みなとみらい大通り沿道地区の方針

みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21 地区の顔となる目抜き通りとなっている。

みなとみらい大通り沿道の地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21 中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観の形成を目指す。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為及び特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの

2 届出対象行為から除外する行為

公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為は、届出対象行為から除くものとする。

3 行為の制限

みなとみらい 21 中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次の(1)のとおりとする。また、みなとみらい 21 中央地区のうち、みなとみらい大通り沿道地区においては(1)及び(2)のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

(1) みなとみらい 21 中央地区全域の景観形成基準

<形態意匠>

建築物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものは、この限りでない。

別表1

色相	明度	彩度
5 YR～5 Yの場合	6以上9.5以下	3以下
その他		0.5以下

(2) みなとみらい大通り沿道地区の景観形成基準

<高さ>

みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを60m以上とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- ア 敷地面積が2,500㎡未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの
- イ 暫定土地利用施設
- ウ 建築物に附属する小規模施設等
- エ 街区（道路又は公園で囲まれた一団の土地をいう。以下同じ。）全体で沿道景観の形成を図るものとして、市長が超高層建築物敷地（みなとみらい大通りに面する敷地のうち、街区全体での

沿道景観の形成のために建築物の高さを 60m以上とする敷地をいう。以下同じ。)を指定した街区内において、超高層建築物敷地以外の敷地に存する建築物で、高さが 31m以上のもの

＜壁面の位置の指定＞

みなとみらい大通りの通景を確保するため、建築物の高さ 31mを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 2 に示す壁面の位置を超えて建築してはならない。

第 3 景観重要建造物の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区は、埠頭や造船所等が存在していた歴史や、港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。

このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第 4 景観重要樹木の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区における緑は、水際の臨港パークや日本丸メモリアルパーク、地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。

このようなみなとみらい 21 中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) みなとみらい 21 中央地区の歴史を伝える樹木
- (4) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第 5 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図 2 に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい 21 地区にふさわしいデザインとする。
- (2) 緑豊かな歩行空間を創出する。
- (3) 歩道部の舗装面の素材は、落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

(1) グランモール公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の実管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間等へ配慮した形態意匠とする。

イ 横浜美術館前における空間は、美術館との調和を配慮した設えとする。

ウ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 高島中央公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の実管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設等は、キング軸の通景空間を妨げないように配慮した形態意匠とする。

イ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

3 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の実管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 臨港パーク

ア 緑地内の設備及び施設等は、キング軸の歩行空間を妨げないように配慮した配置とする。

イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 日本丸メモリアルパーク

- ア 緑地内の設備及び施設等は、緑地の景観形成に配慮した配置とする。
- イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 地区中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、新たに設ける設備及び施設の形状、色彩について、みなとみらい 21 地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの、既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）又は催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) グランモール公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、ふさわしい通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 高島中央公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

第3章 みなとみらい21 新港地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

みなとみらい 21 新港地区（以下「新港地区」という。）では、近代港湾発祥の地としての歴史性を活かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 21 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。

新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。

このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を活かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。

これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。

I みなとの情景の演出

- ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。
- ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。

II 歴史の継承

- ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。
- ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。

III “島”としての個性の演出

- ⑤ 歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観をつくる。
- ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。
- ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 特定照明

2 届出対象行為から除外する行為

次に掲げる行為に該当する場合は、届出対象行為から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

新港地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

<見通し景観の確保>

ア 工作物（小規模で明らかに見通し景観を阻害しないものを除く。）は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けて設置し、赤レンガ倉庫への見通し景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

<街並み形成>

イ 歩道、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」又は港湾緑地に接する空地等の舗装は、これらの舗装材と同様の素材、色又はパターンとするなど、一体的な歩行空間を創出する形態意匠とするものとする。

ウ ゴミ置き場等の付属施設や屋外階段などの建築物又は工作物は、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地等から容易に望めないような位置に配置するなど、通りの賑わいの連続性を阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合で、植栽で覆うなど賑わいを阻害しない形態意匠とするものは、この限りでない。

<色彩>

エ 建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 建築物の外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

(イ) レンガなど地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

(ウ) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(エ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(オ) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(カ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

オ 建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(イ) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

(ウ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

カ 工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 同一敷地内の建築物の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (イ) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合
 - a 広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの
 - b 小規模なもので新港地区の街並みを阻害しないもの
- (ウ) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場合
- (エ) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (オ) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5 B G、明度が3、彩度が6程度で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合。
- (カ) 無彩色のうち、マンセル表色系でN 3程度の場合
- (キ) 設置期間が 30 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (ク) 設置期間が 30 日を超え 90 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
- (ケ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

別表 1	色相	明度	彩度
	R、Y R	9 以上	1 以上 2 以下
		4 以上 9 未満	6 以下

＜屋根・屋上＞

ク 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 高さの最高限度

計画図3の2に示す「水際線プロムナード」に接する敷地においては、海への開放感を演出するため、当該水際線プロムナードの境界から奥行き 10mの範囲については、建築物の高さの最高限度を 10mとするものとする。

(3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」内に建築してはならない。ただし、赤レンガ倉庫への見通し景観を著しく阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

計画図3の2に示す「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。

第3 景観重要建造物の指定の方針

新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を活かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、自動車などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような新港地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 新港地区の歴史を伝える樹木
- (4) 新港地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが 5 m 以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - イ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合
- (2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。
- (4) 表示面積の合計が 10 m²以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。
- (5) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。
- (6) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。

2 屋外広告物の種類ごとの規格

屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>

- (1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち 2 以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。
 - ア 地上からの高さが 10m 以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 1か所あたりの表示面積は 25 m²以下とすること。
- (イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の 10 分の 1.5 以下とすること。
- (ウ) 窓面に設置等するものは、窓面 1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の 10 分の 5 以下とすること。

イ 地上からの高さが 10mを超え 20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 1か所あたりの表示面積を 50 m²以下とすること。
- (イ) 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10 分の 2 以下とすること。
- (ウ) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- (エ) 窓面に設置等することができない。

ウ 地上からの高さが 20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- (イ) 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m以下とすること。
- (ウ) 窓面に設置等することができない。
- (エ) 建築物 1 棟あたり、表示内容を 1 種類とし、設置数を 2 か所以内とすること。

＜そで看板＞

- (2) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。
 - イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあつては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあつては、車道とみなす。）にあつては、路面から 4.5m以上とすること。
 - ウ 出寸法は 1 m以下とすること。

＜広告塔、広告板＞

- (3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 1面当たりの表示面積は 10 m²以下とすること。
 - イ 上端の高さを地上から 5 m以下とすること。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 道路に関する共通事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

(2) 道路ごとの整備に関する事項

(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

<新港3号線>

- ア 新港3号線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はイチョウを配置する。
 - (イ) 歩道の舗装面の素材は、レンガとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、レンガと調和するものを使用する。
 - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

<臨港幹線>

- イ 臨港幹線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はクスノキを配置する。
 - (イ) 歩道の舗装面の素材は、石又は擬石平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、石又は擬石平板ブロックと調和するものを使用する。
 - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

<その他の道路>

- ウ 新港3号線及び臨港幹線以外の道路については、歩道の舗装面の素材は、土系平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、土系平板ブロックと調和するものを使用する。

＜橋梁（新港橋、万国橋、国際橋）＞

- エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。
- （ア）新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。
 - （イ）みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。
 - （ウ）水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。

2 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 港湾緑地

ア 港湾緑地に関する共通事項

- （ア）みなとらしさが感じられるよう、海に向かって視線がとおり開放感のある空間とする。
- （イ）水際は、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」と連続性の感じられるしつらえとする。
- （ウ）緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。
- （エ）緑地内の設備及び施設等の色彩は、別表1を目安とする。
- （オ）水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。
- （カ）橋に接する部分において、特徴ある橋詰め広場を創出する。

イ 港湾緑地ごとの整備に関する事項

アのほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

＜赤レンガパーク＞

- （ア）赤レンガパークの整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
 - c 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫など歴史的資源と調和した形態意匠とする。
 - d 計画図3の2に示す「横浜三塔への眺望の視点場」及びその周辺は、魅力ある視点場を創出する形態意匠とする。

＜自動車道＞

- （イ）自動車道の整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
 - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、橋梁や旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

＜運河パーク＞

- (ウ) 運河パークの整備に関する事項は、次のとおりとする。
- a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

＜新港中央広場＞

- (エ) 新港中央広場のうち、7街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。
- (オ) 新港中央広場のうち、8街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

＜新港パーク＞

- (カ) 新港パークの整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

(2) 港湾道路の整備に関する事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好な街並みを維持するために、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、及び添加広告は、新たに設けることはできない。ただし、催事等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のない場合は、この限りでない。
- (2) 新たに設ける街灯等、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小規模なものとし、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2、彩度 1 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3、彩度 0.2 を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア フラワーポット、案内標識等で、催事等のために一時的に設ける場合
 - イ 既に受けている占用許可の更新を行う物件で、外観を変更することとなる行為が生じない場合

第4章 山手地区における景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

1 山手地区全域の方針

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいうべきものである。

当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。

このような山手地区の歴史を残した街並みや良好な地区環境を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
- IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

2 地区別の方針

山手地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山手町特定地区

ア 旧外国人居留地として形成された街の歴史や文化を継承し、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みを形成する。

イ 住宅・文教地区としての良好な環境を保全し、来街者も歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

(2) 元町特定地区

横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。

(3) 石川町準特定地区

山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採

2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象行為から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

山手地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 山手地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア 山手地区全域の景観形成基準

<眺望景観の確保>

建築物の屋上に設置する設備及び工作物並びに土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」から望める位置に設置しないなど、港や海水面、市街地への眺望景観を阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

<色彩>

建築物又は工作物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系でY R、Yは彩度6以下、Rは彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とするものとする。

- (ア) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (イ) レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (ウ) 次のいずれかに該当する歴史的な建造物及び土木遺構
 - a 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
 - b 景観法（平成16年法律第110号）の規定によって指定された景観重要建造物
 - c 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年条例第2号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
 - d 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和63年都令第214号）によって認定又は登録された歴史的建造物

イ 地区別の景観形成基準

(7) 山手町特定地区

<街並み形成>

- a 山手本通りに面して設ける塀などの工作物は、緑化を行う又は生垣とするなど、緑豊かな街路景観を形成する形態意匠とするものとする。
- b 道路に面して設ける擁壁などの工作物は、当該工作物の上部に植栽を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。
- d 駐車場及び駐輪場の道路境界に面する部分は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- e 駐車場（一戸建の住宅は除く。）の出入口となる部分は、道路に面する幅を小さくするなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ない場合はこの限りでない。
- f ゴミ置き場及び自動販売機などの工作物は、道路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ず道路に面してゴミ置き場を設ける場合は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、閑静な住宅地の街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。

(4) 元町特定地区

<街並み形成>

- a 共同住宅の居住者用出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物又は工作物の部分は、位置や規模を工夫し、通りの賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(2) 樹木・緑地の保全

- ア 敷地内の既存樹木（樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える樹木）は保全するものとする。ただし、やむを得ず伐採を行う必要があり、必要最小限度であると市長が認めた場合は、山手らしさを形成する樹木をシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、補植を行うものとする。
- イ 斜面緑地は保全するものとする。ただし、管理上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、法面を緑化するなど、緑の補植を行うものとする。

(3) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。なお、建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、面積に関わらず建築物の高さに含めるものとする（ただし、屋上突出物は含めない。）。また、計画図 4 の 3 に示す斜線のかかる区域における建築物においては、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。

ただし、この規定の施行の際、現に建築物が存する敷地において、同種の用途に供する建築物を建てる場合であり、山手地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 4 の 4 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
- エ 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和 63 年都令第 214 号）によって認定又は登録された歴史的建造物
- オ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- カ 公共用歩廊
- キ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- ク 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

第3 景観重要建造物の指定の方針

山手地区は、旧外国人居留地としての歴史性を象徴する建造物や住宅・文教地区を形成する文化資源などにより、歴史ある街並みが継承されている。

このような歴史や文化を感じられる都市景観を構成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 異国情緒を感じさせる建造物
- (3) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

山手地区は、公園、斜面緑地、宅地内などの豊かな緑に囲まれている。地区全域に点在している大木及び古木は、街の景観を特徴づける貴重な存在であり、長い年月をかけて形成された歴史と文化のある街並みと共存し、山手地区の街並みの形成に欠かせないものとなっている。

このような山手地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 山手地区の歴史を伝える樹木
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

山手地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。

1 山手地区全域の制限

屋外広告物は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、「眺望の視点場」から見通すことができないなど、「眺望の視点場」からの景観を阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

2 地区別の制限

(1) 山手町特定地区

ア 屋上看板は、設置することができない。

イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等
- (イ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等
- (ウ) 表示面積が1㎡以下の広告物等

(2) 元町特定地区

屋上看板は、設置することができない。

(3) 石川町準特定地区

屋上看板は、設置することができない。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一されているもの若しくは山手地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 山手本通り

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 山手本通りの旧横浜市電の敷石を石畳として再利用してきた歴史を踏まえ、歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。

(2) 谷戸坂

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備及び施設などは、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の植栽は、港や市街地への眺望に対して配慮した配置とする。
- エ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- オ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 元町公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、豊かな緑や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(3) 山手公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承し、歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。特に、日本で初めて植えられたヒマラヤスギを保全していくものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内のブラフ積などの土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(5) 山手イタリア山庭園

- ア 公園内の設備及び施設などは、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

(1) 山手本通り

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史的な街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(2) 谷戸坂

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とする。ただし、次の

いずれかに該当するものは、この限りでない。

- (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外壁の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

(1) 港の見える丘公園（ブラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(2) 元町公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、豊かな緑や歴史的な建造物と調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(3) 山手公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承した形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(5) 山手イタリア山庭園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの